

愛知県立学校管理規則の一部改正について

このことについて、愛知県立学校管理規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和6年2月5日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、中高一貫教育校に愛知県立衣台高等学校等を加える必要があるからである。

愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の内容

令和6年度より、連携型中高一貫校を拡大するため、別表に該当学校を加える。

2 施行期日

令和6年4月1日

愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年 月 日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則

愛知県立学校管理規則（昭和三十二年愛知県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表愛知県立新城有教館高等学校作手校舎の項の前に次の一項を加える。

愛知県立衣台高等学校	豊田市立保見中学校
------------	-----------

別表愛知県立福江高等学校の項の次に次の一項を加える。

愛知県立美和高等学校	あま市立七宝中学校 あま市立七宝北中学校 あま市立美和中学校 あま市立甚目寺中学校 あま市立甚目寺南中学校 大治町立大治中学校
------------	--

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

愛知県立学校管理規則の一部改正新旧対照表

(教育課程の編成)

第二条 略

2 別表の上欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）にあつては、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十七条第一項の規定に基づき、同表の下欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すための教育課程を編成するものとする。

3 略

新

別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
新		旧	
愛知県立立衣台高等学校	豊田市立保見中学校	愛知県立立衣台高等学校	豊田市立保見中学校
愛知県立立美和高等学校	あま市立七宝中学校 あま市立七宝北中学校 あま市立美和中学校 あま市立甚目寺中学校 あま市立甚目寺南中学校 大治町立大治中学校	愛知県立立美和高等学校	あま市立七宝中学校 あま市立七宝北中学校 あま市立美和中学校 あま市立甚目寺中学校 あま市立甚目寺南中学校 大治町立大治中学校
愛知県立立田口高等学校の項略		同上	
愛知県立立田口高等学校の項略		同上	